

基本目標 3

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本 目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
	(1)	ひとり親家庭への支援	1	ひとり親家庭の相談・交流事業の充実	子育て家庭支援課	ひとり親家庭の抱える様々な悩みに対して、常時相談を受けることができるよう、母子父子自立支援員や母子父子自立支援プログラム策定員等による相談の充実を図る。	-	個々の生活状況に応じて、子育て、生活支援、就業支援、経済的支援など、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言を行う。	母子父子自立支援の延相談件数⇒1,647件 主な相談内容⇒就労、貸付、資格取得 プログラム策定件数⇒48件（H28.12.31）	A	求職希望のひとり親に対して、やすワークと連携して迅速な求人情報の提供を行うとともに、就労後の生活についても、継続して支援していく。 ひとり親家庭の精神的な負担軽減を図るため、子育てや生活支援などの相談業務を行う。 母子父子自立支援員と、プログラム策定員が情報共有と連携をして、自立した生活ができるように支援を行う。		⑮	P51
			2	ひとり親家庭への経済的支援	子育て家庭支援課・こども課・保険年金課	児童扶養手当の支給や、母子父子家庭に対する貸付、高等職業訓練受講にともなう生活資金の支給のほか、所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を図る。また、医療費に対する助成など、ひとり親家庭に対して経済的支援を継続する。	-	ひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給や貸付制度等の利用促進を行う。[子育て家庭支援課] 所得により保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する。[こども課] (福祉医療)ひとり親家庭に対して必要な医療費助成を行う。〔保険年金課〕	児童扶養手当受給者数⇒332人、福祉資金貸付対象件数⇒39件を実施した。（平成28年12月末現在）[子育て家庭支援課] 保育所(園)では、ひとり親家庭で、かつ市民税所得割課税額48,600円未満（C2ランク）の保護者に対して軽減を図った利用者負担（保育料）額とした。また、学童保育所保育料に対しては減免措置を継続的に実施した。平成28年度の減免実績127件（H28.11.30）[こども課] (福祉医療)ひとり親家庭に対して引き続き医療費助成を行った。[保険年金課]	A	安定した生活を送るために、今後も適正な経済的支援を行う。[子育て家庭支援課] 引き続き、保育所(園)・学童保育所保育料に対する軽減を継続的に実施する。[こども課] (福祉医療)現制度内容を維持し引き続き助成を行っていく。[保険年金課]			P51
	(2)	いじめ、不登校、非行への対応の充実	3	こころの教育相談事業の充実	ふれあい教育相談センター（学校教育課）	不登校やいじめ等についての悩みを持つ児童とその保護者に対して、ふれあい教育相談センターのカウンセラーによる面接や電話による相談に加え学校をはじめ関係機関と連携し、個々の課題の解決にむけ、相談体制の充実を図る。	-	不登校、いじめ等で悩んでいる児童生徒や保護者を対象に、専門性を有するカウンセラーが面談や電話相談を行い、心の安定を図るとともに課題解決に向けて支援を行う。 週5日（月～金　、10:15～17:15）、1日4～5人、1人当たり1時間/回、予約制で実施する。	相談者実数40人　相談回数280回（面接247回、電話33回、関係機関との連携85回）（H28.12.31） 相談者の心の安定と学校適応、学校復帰、生活改善を図った。 [ふれあい教育相談センター]	A	今後も、引き続き児童生徒のこころの問題を一緒に解決していく、きめ細かな援助・助言・指導等を行う。 【課題】 カウンセラーのより一層の専門性の向上 教育相談体制の強化と広報啓発 [ふれあい教育相談センター]		⑥	P51　P52
			4	適応指導教室の充実	ふれあい教育相談センター（学校教育課）	学校に行けない、行きにくい児童生徒へ、心の安定と自信回復を図り学校復帰につなげる場を提供するとともに、学校をはじめ関係機関と連携し指導体制の充実を図る。	-	不登校傾向にある児童生徒の心の安定と自信回復、学校復帰につなげる居場所づくりに努める。 週5日（月～金　9:30～14:00） 個別の学習指導とグループでの体験活動を行う。体験活動は、陶芸・栽培・調理・実験・見学等を行い、コミュニケーション力の向上も目指す。	通所実人数4人（小1、中3）グループ指導（開所日数143日）体験学習（調理、陶芸、館外体験等）在籍校との連携（ケース会議13回、各校より来所11回、学校訪問23回、電話相談78回）指導員研修（SV研修2回、湖南SNN交流会）（H28.12.31） ・小集団の中で伸び伸びと自己表現することができる、自信回復と心の安定を図る場所になっている。 ・学習の遅れを取り戻すため指導員により授業を行った。[ふれあい教育相談センター]	A	今後も、引き続き学校不適應にある児童生徒へ学校以外での居場所を提供し、社会性を身に付け、自己実現できるよう支援を行う。 【課題】 連携の強化 指導員の資質の向上・指導場所の確保 [ふれあい教育相談センター]		⑦	P51　P52
			5	青少年健全育成事業の推進	生涯学習スポーツ課（学校教育課）	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。	-	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報」チラシ等の配布により啓発に努める。【全戸配布】	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。8月、10月、3月発行【全戸配布】 [生涯学習スポーツ課]	A	青少年の問題行動や非行防止等への対応を図るため、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化し、啓発活動に取り組み、青少年健全育成活動の重要性や活動内容について、「少年センターだより」「市民会議広報誌」チラシ等の配布により啓発に努める。 [生涯学習スポーツ課]			P51　P52
	(3)	子どもの権利の尊重	6	要保護児童対策地域協議会の機能強化	家庭児童相談室	虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るとともに、市民への啓発にも取り組む。	-	要保護児童対策地域協議会委員に対しての研修会を実施する。 関係機関職員の資質向上のため、ケース検討、事例研修会等の実施をするとともに、県主催等の研修会への参加促進を図る。 市生涯学習出前講座による市民向け啓発活動を実施する。	要保護児童対策連絡協議会代表者会議において、研修を実施した。 「要保護児童対策地域協議会における関係機関の役割について」講師/龍谷大学　山田准教授 「CSP幼児版初級指導者養成講座」を開催した。（3日間　延べ21時間　10機関　16人参加） 県主催等の研修会を受講した。（17回　延べ20人参加） 主任児童委員との情報交換会に参加した。（2回） 生涯学習出前講座（2箇所）	A	要保護児童対策地域協議会の運営について、学識経験者の助言を受けて、改善を図る。 「CSP幼児版初級指導者養成講座」を来年度以降も継続して開催する。 県主催等の研修会の参加について、関係機関職員の参加を促し、職員の資質向上を図る。		⑫	P53
			7	「子どもの権利条約」の普及・啓発	家庭児童相談室	児童福祉月間や児童虐待防止推進月間等を活用し、「子どもの権利条約」の趣旨を理解してもらうための広報・啓発活動に努め、子どもの人権が尊重される社会の推進を目指す。	-	社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市内スーパーでの街頭啓発及び幼稚園・保育所での啓発活動を実施する。 児童福祉月間、児童虐待防止推進月間での市役所等市内施設でのオレンジリボン運動ののぼり旗設置、電光掲示板による啓発を実施する。	市内スーパーでの街頭啓発（平成28年5月　2カ所） 私立保育所での啓発活動（平成28年11月　5カ所） のぼり旗の設置（平成28年5月・11月　5施設） 横断幕の設置（平成28年5月・11月　1カ所） 電光掲示板による啓発（平成28年5月・11月3カ所） 市広報による啓発活動（平成28年5月号・11月号） 公共施設に啓発コーナーを設置（平成28年11月～　4施設） 庁内LANを利用して市職員への啓発（平成28年11月　全職員対象）	A	関心が持てるように、啓発グッズやどうたくくんなどを用い、趣向を凝らした啓発活動を行うと共に、他の啓発の機会を探る。		⑫	P53

基本目標 3

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本 目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり			8	差別をなくす教育・保育の実施	人事課・（こども課・学校教育課・人権施策推進課）	差別をなくす実践のできる児童生徒の育成に向けて、人権同和教育に携わる保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校の教職員の人権意識を高めるとともに、保・幼・小・中と一貫した教育の推進を図る。	-	市職員研修において人権に関するテーマを設定し、連携研修（全体研修、集合研修、職場研修）による手法で、自ら行動できる職員の育成及び職員全体の意識向上を図っていく。 また、平成27年度に実施した職員の人権に関する意識調査の結果分析を進め、今後の職員研修の改善に努めていく。	同和対策の一般施策化に伴う現状の再確認と課題認識について、所属長および職場研修担当者を対象に職員研修を行い、全庁的に共通理解を図るため、課内において伝達研修を実施。[人事課] 「野洲市人権保育基本方針」を改定し、差別をなくす子どもの育成にむけての指針を共有した。また、各園において「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」を実施し、実践交流を通じて、人権尊重を基盤とする保育内容の充実に努めた。[こども課]	A	今後、伝達研修の結果について職場研修担当者を対象に意見交換会を実施する予定。[人事課] 人権尊重を根底においた保育実践に向けて、「野洲市人権保育基本方針」の共通理解をさらに深める。「人権保育訪問」「人権教育計画訪問」や、全体研修会において、保育園・幼稚園職員の交流をはかり人権保育へ共通理解を図る。[こども課]			P53
			9	子どもの意見発表の機会の提供	生涯学習スポーツ課（企画調整課）	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	-	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、今後のまちづくりに活用する。	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」を開催し、子どもたちの意見を聞き、市民会議だよりで意見等を掲載して、啓発した。 中学生広場 295名 育成フォーラム 172名 [生涯学習スポーツ課]	A	「はつらつ野洲っ子中学生広場」や「はつらつ野洲っ子育成フォーラム」など、子どもの意見を聞く場を設け、まちづくりに活用する。[生涯学習スポーツ課]			P53
			10	市内在住・在勤の外国人家庭への支援の充実	企画調整課（市民生活相談課・学校教育課）	市内の行政機関における通訳や翻訳を通じた生活支援等に取り組みとともに、外国籍の子どもへの支援として、学校等での国際理解講座や日本語教室等の開催に努める。	-	市内在住・在勤する外国人家庭に対し、通訳や翻訳を行い生活上の支援を行う。	市役所や学校や病院など生活上通訳や翻訳が必要な場面に行きし支援を行った。また、希望者を対象に日本語能力向上を目的とした日本語教室を開催した。[企画調整課]	A	引き続き生活上必要な場面での支援を行う。また、野洲市生活ガイドブック（英語版）の改訂や広報翻訳の掲載などの実施により、幅広い外国人家庭への支援に取り組む。[企画調整課]			P53
	(4)	関連計画との連携（障がい福祉 など）	11	特別支援教育	学校教育課・こども課	支援の必要のある子どもを、保育所(園)や幼稚園、小・中学校において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図り、一人ひとりのニーズに応じた保育・教育を提供する。	-	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、特別支援教育コーディネーターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。 巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を設ける。発達支援センターと連携を進める。 [学校教育課] 保育所(園)や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。[こども課]	特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任等の研修会を年8回開催した。発達障害についての捉え方や就学にかかわる教育相談、合理的配慮等についての理解を深めた。 巡回相談訪問は保育所（園）幼稚園、小・中学校合計155回行った。子どもの理解や支援だけでなく授業（保育）改善についての助言等からインクルーシブ教育の構築に繋がった。[学校教育課・こども課] 保育所(園)や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図った。 各園のリーダーとなるべき主任保育士・教務主任の研修会を年間4回実施した。 保育園・幼稚園職員の全体研修会を実施した。 日時：平成28年10月20日 参加人数：165名 講演：特別なニーズのある幼児の見方かわりかた 講師：松村 薫先生（大垣女子短期大学教授） [こども課]	A	子どもの発達障害を理解し把握して一人ひとりに適切な支援ができるように、今後も特別支援教育コーディネーターや担任の力量を高めるために研修会を開催する。 巡回相談員の訪問により専門的な見解を受けて具体的な指導内容や方法、体制等を学べる機会を持ち、授業改善を目指していく。[学校教育課] 引き続き、保育所(園)や幼稚園において安心して保育・教育が受けられるよう、保育士や幼稚園教諭等の加配により支援体制の充実を図る。[こども課]		⑤	P54
			12	早期療育通園事業（療育教室）の充実	発達支援センター	心身の発達に障がいまたはその疑いのある乳幼児とその保護者に対して、相談並びに日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団適応訓練等の療育支援の充実を図る。	-	対象児童とその保護者への指導、集団生活への適応訓練等の療育支援を行う。 週5日（月～金、午前・午後） 通年実施 定員：約60人（9グループ編成）	「早期療育通園事業にここに教室」（平成28年11月末現在） 開所日数 168日（月～金、午前・午後） 通所児童数 実69人（10グループ編成） 延1,301人 ・発達検査及び発達相談 48回 ・医療相談 7回（13人） ・保護者研修会 3回 ・自閉症学習会 3回 ・個別懇談会 98回 ・保護者相談 38回 ・父親対象土曜療育 4回（19人） ・園訪問 37回 ・園の療育見学 13回 ・ケース会議 8回 ・関係機関との連絡調整 11回	A	引き続き、個々の発達課題に応じた個別支援計画に基づき、子ども支援・保護者支援・地域（支援者）支援を行う。 療育教室担当職員の専門性の向上を図る。		⑩	P54
			13	ことばの教室の充実	ふれあい教育相談センター	ことばに障がいのある児童に対して、個々に応じた相談及び指導を行い、言語上の課題に対し、園・学校及び関係機関と連携を取りながら支援の充実を図る。	-	構音、吃音、かん黙、言語発達の遅れなどのある幼児や小学校特別支援学級在籍児とその保護者に対し、ことばの相談・指導を行い、言語コミュニケーションの理解と改善を図る。	相談・指導実数90人（内、指導46人：幼児42人・小学生4人） 相談・指導回数432回（H28.12.31） 園訪問相談等実施し、ことばの育ち等早期支援を図った。	A	引き続き、子どもの言語発達に必要な相談・支援を行う。 【課題】 安定的に相談・指導ができるよう、体制整備（指導員・教室の確保）に努める。 幼児期から一貫した移行支援システムの構築を関係機関とともにすすめる。		⑧	P54
			14	おやこ教室の充実	発達支援センター	乳幼児健診後、経過観察やスクリーニングが必要な未就園児とその保護者を対象に、育児不安の解消を図り、子どもの健全育成の支援の充実を図る。	-	対象児童とその保護者の通所により、親子での遊びを通して指導、保護者への相談支援を行う。 前期グループ：8回 後期グループ：8回	通級児童数：実15人（延べ79人）（平成28年12月末現在） ・遊びの場の提供や子育て相談の場として、子育て支援ができた。	A	引き続き、通級児童への関わりを通して、保護者への子育て支援を行う。 対象児の見直しや運営体制の再構築等について、関係課部署と協議を行う。		⑪	P54

基本目標 3

すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

基本 目標	施策の方向性		事業		担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等	H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名 （取り組み）			指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載				法定 等の 有無	次世代 の重点 目標等	計画書
			15	保育所等訪問支援の実施	発達支援センター	障がいのある児童（疑いを含む）に対して、集団生活に適應できるよう、保育園や幼稚園等に訪問し、本人や保護者、園に対して専門的な支援を実施する。	-	訪問支援員が保育園・幼稚園等を訪問し、集団適應のための訓練や支援方法の指導、助言を行う。 （1人あたり月2回程度）	利用児童数：実4人、延べ支援回数37回 （平成28年12月末現在） ・児童の発達状況や障がい特性に対する、園職員 の理解促進が図れた。 ・訪問支援員と園職員が支援方法を一緒に考える ことにより、児童が個々に応じたクラス活動 や行事に参加できるようになった。また、家庭 での問題行動が改善された。	A	引き続き、対象児童に必要な支援を行う。 発達支援システムにおける、保育所等訪問支援の 役割と対象児の基準について、関係課部署と協議 を行う。 【課題】 訪問支援員の育成と専門性の向上			P54
			16	医療型児童発達支援事業	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等の児童発達支援に加え、治療を行う。また、守山市の県立小児保健医療センター療育部での実施を継続する。	-	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適應訓練等に加え、治療を行ったときに、通所給付費を支給する。	肢体不自由児通所医療 利用者数・・・2人 （平成28年12月現在）	A	引き続き、対象児童がいれば給付費を支給する（法定給付のため）。			P54
			17	巡回発達相談の実施	発達支援センター	心理判定員が保育所(園)や幼稚園、小・中学校等へ訪問して、発達相談（発達検査及び保護者相談）を行い、個々の発達課題等を明らかにし、保護者・家族や支援者の理解を促進し、適した育児や保育・教育、日常生活の手立て等をともに考え、本人の適應に向け支援を実施する。	-	保健センターでの発達相談（年64日）、保育園・幼稚園・こども園への巡回発達相談（通年）、小学校・中学校への巡回発達相談（通年）並びに特別支援学校及び高校等への訪問による相談（必要時）を実施する。	巡回発達相談（平成28年12月末現在） 保健センター 84回 保育園・幼稚園等、小学校・中学校 1,413回 高校 14回 延べ1,521回 ・教員（学校教育課と兼務）の配置により、学校との連携がより強化され、学齢期の相談が増加した。	A	引き続き、保健センター・園・学校と連携しながら、巡回発達相談を実施する。 【課題】 年々対象児が増加し、現行システムではタイムリーに対応できない状況になっている。円滑な事業実施ができるよう、システムの見直しと再構築が早急に必要である。		㊟	P54 P55
			18	障がいのある子どもの居場所づくりの促進	障がい者自立支援課	放課後や夏休み等の長期休暇中において「放課後等デイサービス事業」、日中の見守りなどの支援として「日中一時支援事業」、春季・夏季休暇期間中においては「障がい児スプリング・サマースクール」など、現行の事業を中心として、障がいのある子どもの居場所づくりの促進を図り、利用者増加を考慮し、障がい福祉サービスや放課後児童クラブとのより一層の連携を図る。	-	障害児が、日常生活及び社会生活を送る上で必要な日中の居場所の確保のために、放課後等デイサービス事業の法定給付対象の事業、日中一時支援事業や障がい児ホリデースクールなどの法定外の事業も取り組み、必要な障がい福祉サービスの提供を図る。 放課後等デイサービス事業 計画値・・・14人/月 日中一時支援事業（定員） 計画値・・・85人 スプリングスクール 募集定員・・・20人/日 サマースクール 募集定員・・・25人/日	放課後等デイサービス事業 計画値・・・14人/月 実績値・・・94人/月 日中一時支援事業（定員） 計画値・・・85人 実績値・・・123人 スプリングスクール 募集定員・・・20人/日 実績値・・・14.8人/日 サマースクール 募集定員・・・25人/日 実績値・・・20.7人/日	A	・需要の動向を見極めながら、3年を1期とした障害福祉計画で年度毎の数値目標を立て、いわゆるPDCA方式による必要なサービスの提供を図る。 ・放課後等デイサービスは利用者の急激な増加が見られる。そのため利用数の制限を意図して、利用日数の制約等の通知や事業所職員の資格要件の厳格化などの提案が、厚労省より出されている。また平成30年には報酬単価の改正が行われる予定である。 ・日中一時支援事業 サービス提供時間中の外出について、計画書等の提出を条件に部分的に認めていく予定。 ・スプリングスクール 4月中はスタッフの確保が難しいため、開催日数を8日間に減らして実施する。代替サービスにて対応可能。（日中一時支援事業等） ・サマースクール 7月中はスタッフの確保が難しいため、7月中のみ受入定員を15名に減らし、利用上限日数も減らして実施する。代替サービス（日中一時支援事業等）にて対応可能。		㊟	P54 P55
			19	障がいのある子どものいる家庭への福祉手当等の給付・支給	障がい者自立支援課	障がいのある子どもを育てている家庭の生活基盤の安定を図るため、各種手当の支給や医療費の助成等を行うとともに、制度の維持に向けた見直しを適宜実施する。	-	精神又は身体に障害を有する児童等について特別障害者手当等を支給し、また、障害児への育成医療等を給付することにより、これらの者の生活の安定を図る。	特別障害者手当・・・35人 障害児福祉手当・・・44人 福祉手当・・・2人 （以上平成28年12月現在） 育成医療・・・52人 （以上平成29年1月現在）	A	手当、育成医療は法定給付である。利用者の状況に応じ、公費負担の必要性の可否を判断する必要がある。			P54 P55